



災害に強い地域をつくるために

◎地域づくり応援課（本庁舎2階）

☎ 0538-3714751
0538-3212353

地震被災建築物の応急危険度判定

◎建築住宅課（西庁舎2階）

☎ 0538-3714899
0538-3312050

9月4日(日)は防災訓練に参加しましょう

9月4日(日)は、自治会連合会で定めた総合防災訓練の統一実施日です。大規模地震が発生したとき、被害を最小限に留めるためには「自分の命は自分で守る（自助）」「自分たちの地域は自分たちで守る（共助）」という意識を持つことが大切です。

各自自治会の訓練に、積極的に参加しましょう。

令和4年度防災訓練の重点項目

○自主防災会での安否確認

○さまざまな住民が主体的に参加できる訓練（子ども、要支援者、外国人など）



▲防災訓練の様子

家庭の備えを確認しましょう

大規模災害時でも在宅で避難生活が継続できるよう、家庭にある磐田市防災ファイルと「家庭の防災点検ポイント」（7月中旬の自治会回覧で全戸配布済み）を活用し、家庭の防災点検をしてください。



家具の固定をしましょう

市は、家具固定事業を実施しています。市が委託する磐田建築工業組合が家具の固定をします。詳しくは地域づくり応援課までお問い合わせください。

▼申込期間

8月26日(金)まで（平日のみ）に申込書（市ホームページからダウンロード可）へ必要事項を記入し、直接地域づくり応援課へ（電話申込可）

大地震時には被災した建築物の調査を行います

応急危険度判定は、大地震により被災した建築物を調査し、その後発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することにより、人命に関わる二次的災害を防止することを目的としています。

判定活動は、震災後速やかに建築の専門家（応急危険度判定士）が主として目視により被災建築物を調査し、判定度を「危険」「要注意」「安全」の3区分に判定します。

その判定結果は建築物の見やすい場所に表示され、居住者のもとより付近を通行する歩行者などに対しても、その建築物の危険性について情報提供しています。



▲地震で被災した家屋

また、これらの判定は応急危険度判定士が個々の建築物を直接見て回るため、被災建築物に対する不安を抱いている被災者の精神的安定にもつながるといわれています。

判定を行った建築物については判定度に応じて判定ステッカーの表示を行います。

判定ステッカー（3種類）



立ち入り禁止



建物内に入る場合は注記事項に留意が必要



使用可能

地域の身近な相談相手 民生委員・児童委員

☎ 福祉課 (i プラザ 3 階) ☎ 0538-37-4814 FAX 0538-36-1635



民生委員・児童委員には法による守秘義務（職務上知った秘密を守るべきこと）があります。相談内容が他の人に伝わることはありません。安心してご相談ください。

民生委員・児童委員とは

民生委員・児童委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された無報酬のボランティアです。また、児童福祉法に定める児童委員も兼ねていて、一部の児童委員は、児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」として活動しています。

こんな悩みはありませんか

- ・ 高齢のため、何かあったとき不安
- ・ 近所の家に何日分も新聞がたまっていない
- ・ 子育てのことで相談できる人がいない
- ・ 生活が困窮している
- ・ ひきこもりの家族のことで、将来が心配
- ・ 家族の世話をいつもしているヤングケアラーがいる
- ・ いろいろな困りごとがあるけど、相談先が分からない

こうした悩みに対して、民生委員・児童委員は、適切な専門機関を紹介するなど、必要な支援への「つなぎ役」になります。自分のこと、近所のことなどで何か困ったことがあれば、ひとりで悩まずに相談してください。

民生委員・児童委員は担当区域があり、それぞれの区域で活動しています。お住まいの地域を担当する民生委員・児童委員が分からないときは、福祉課までお問い合わせください。

活動内容

■ 地域での身近な相談相手
生活上で困っている人のために、地域で暮らす身近な相談相手となります。相談内容に応じて、関係機関への「つなぎ役」になります。

■ 声掛けや見守り活動

だれもが安心して暮らせるように、高齢の方や障がいのある方の安否確認や見守り、子どもたちへの声掛けなどを行います。

■ 福祉の関係機関との連携

行政の依頼により、担当地域の状況調査などに協力したり、地域の課題解決や支援に取り組むため、研修会などで必要な知識の習得に努めたりしています。

主任児童委員とは

主任児童委員は、子育てを社会全体で支える「健やかに子どもを産み育てる環境づくり」を進めるために活動しています。担当区域をもたず、民生委員・児童委員と連携しながら子育ての支援や児童健全育成活動などに取り組んでいます。



生ごみダイエットを始めてみませんか

堆肥化容器でゴミ出しがラクに！

問 〇ごみ対策課（磐田市クリーンセンター内）

TEL 0538-3637
FAX 0538-9797

市は、市民の皆さんともにごみ減量を進めています。その取り組みの一つとして生ごみ堆肥化容器（コンポスト）の購入費補助制度があります。家庭で出る生ごみを良質な堆肥にリサイクルしてみませんか？

＼ 私も使っています ／



ごみ対策課 坂倉主事

コンポストを使い始めて一番驚いたことは、可燃ごみ袋の「ずっしり」感がなくなったことです。嫌な臭いもしなくなったので、ごみ出しが本当にラクになりました。

生ごみ堆肥化容器の購入費補助制度

▶対象となる物

- ・コンポスト型容器
- ・EM ぼかし容器



底部がなく地面に直接設置する容器



庭や畑のない場所で設置できる密閉された容器

※電気を使用する生ごみ処理機は除く

▶対象者

市内在住者

▶補助額

- ・1基あたり容器購入費用の2分の1で上限3,000円（100円未満切り捨て）
- ※商品券や各店が発行するポイントなどで支払われた部分は対象外
- ・年度ごとに1世帯2基まで

「広報プラス」をご利用ください

問 広報広聴・シティプロモーション課（本庁舎2階）

TEL 0538-3237
FAX 0538-3946

広報いわたをインターネットで配信します

市の広報紙「広報いわた」を、より多くの方に届けるために「広報プラス」を導入しました。

「広報プラス」は、「広報いわた」のデータを専用アプリと専用WEBページで配信するサービスです。スマートフォンなどで手軽にお読みいただくことができます。ぜひご利用ください。

利用方法

スマートフォンやタブレットで左記の2次元コードからアプリをダウンロードするか、市ホームページからご覧ください。



▲Android端末をご利用の方



▲iOS端末をご利用の方



▲スマートフォンでの閲覧イメージ

広報プラスの特徴

- ① イベントや子育てなど、興味のあるカテゴリごとに閲覧ができます
- ② キーワードを入力して記事検索が可能です
- ③ 外国語に翻訳できます
- ④ 各記事を音声で聞くことができます



▲専用アプリのロゴ

過去の記事は電子書籍サービスで

磐田市立図書館電子書籍サービスでは、平成17年4月1日に発行した創刊号から最新号までの「広報いわた」を閲覧いただくことができます。



▲電子書籍サービス

「お助け号」の運行案内

問 地域づくり応援課（本庁舎2階）

☎ 0538-3714751
FAX 0538-3212353

7月30日(土)から運行内容の一部を変更します

「お助け号」は、市内を8つの地区に分けて運行している予約型乗合タクシーです。自宅と指定施設間を移動することができ、通院や買い物など、日常生活における移動手段として多くの皆さんにご利用いただいています。

磐田市民文化会館「かたりあ」のオープンに合わせて、7月30日(土)から全ての路線に磐田市民文化会館「かたりあ」を追加します。

「かたりあ」までの運賃

地区	運賃
豊田	400円 (200円)
竜洋、磐田北部、 磐田東部、磐田南部、 磐田中央	800円 (400円)
福田	1,000円 (500円)
豊岡	2,000円 (1,000円)

※ () 内は、65歳以上で運転経歴証明書を掲示した方の運賃

運転免許証返納者への運賃割引

65歳以上の方は、「運転経歴証明書」を提示すると運賃が半額になる割引制度があります。「運転経歴証明書」は、運転免許証を自主返納する手続きの際に警察署などで申請の上、交付を受けることができます（手数料は1100円）。

詳しくは磐田警察署（☎37-0110）へご確認ください。

※「お助け号」の利用には事前の利用者登録（無料）が必要です。登録、利用方法や運賃などの詳細は市ホームページや各支所、交流センターに配架してあるパンフレットをご確認いただくか、地域づくり応援課までお問い合わせください。



▲パンフレット



制度紹介動画

屋外広告物の適切な管理を

問 都市計画課（西庁舎2階）

☎ 0538-3714907
FAX 0538-3612459

9月1日～10日は屋外広告物適正化旬間です

屋外広告物とは

建物の壁面や屋上に設置されている広告、野立ての広告板など、屋外で公衆に表示された広告物をいいます。広告物を取り付けるための脚も含まれます。

規制地域と許可

市内には、屋外広告物の設置を規制している地域があります。規制地域に広告物を設置する場合は、事前に許可が必要です。規制地域や許可申請の方法については、市ホームページで確認ください。

屋外広告物適正化旬間

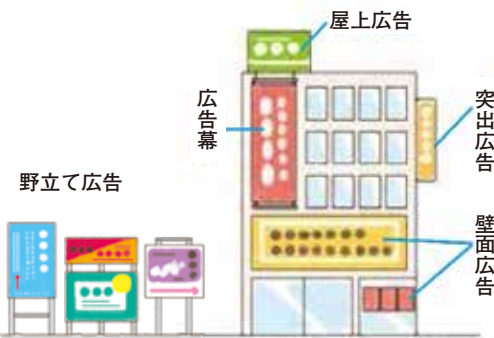
市では県と連携し、違反広告物を調査しています。

屋外広告物適正化旬間中は調査を強化し、無許可で広告物を表示している場合や、大きさなどが条例に適合していない場合は、許可申請や改修、除却の措置を依頼します。

日常点検で、セルフチェック！

屋外広告物は、雨や風、強い日差しなどの厳しい自然環境にさらされています。表面はきれいに見えても、内部では腐食が進み、落下や倒壊などの事故を招く恐れがあります。早期発見が事故を防ぎますので、屋外広告物の所有者は、日常的に目視による「危険サイン」のセルフチェックを行いましょう。

屋外広告物の例





健康長寿を目指して

9月15日は老人の日、15日～21日は老人週間です

老人の日・老人週間とは

昭和26年に「としよりの日・としよりの週間」が始まりました。これが、世論を高める力となり、全国各地でさまざまな運動が展開され、平成13年の老人福祉法の改正で9月15日が「老人の日」、同日21日までが「老人週間」と定められました。

平均寿命が男女とも80歳を超え、高齢者を取り巻く環境は大きく変化しています。新たな職場で活躍されている方や子どもたちの登下校の見守り活動をされている方など、積極的に地域との関わりを持つようとする方が増えています。そのような中、交流センターを中心に、講座やサークルなど、年間を通してさまざまな活動が行われ、老若男女の交流が育まれています。

住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けることができる社会の実現を目指していきましょう。

問 高齢者支援課（iプラザ3階）

TEL 0538-3714869
FAX 0538-3716495

健康とは・・・

「健康は幸せの源であり、生涯を通じて健康で生きがいを持ち、幸せな生活を営んでいる」という考え方による造語です。健康には、自ら健康で自立した生活ができるように努めることが大切です。

令和4年度 市内の長寿の状況

喜寿（77歳）
1,495人（男742人、女753人）
米寿（88歳）
959人（男313人、女646人）
百寿（100歳）
61人（男10人、女51人）
101歳以上
100人（男11人、女89人）
※上記は年度内に年齢に達する予定者数
最高年齢 男108歳 女110歳
※令和4年6月27日現在

「オレンジシール」を付けている人を見かけたら・・・

認知症などにより、行方不明になる可能性がある高齢者などを対象に、「見守りオレンジシール」を配付しています。登録者情報を関係機関と共有し、地域での見守り、行方不明時の早期発見につなげています。

「磐田市」+「登録番号」
が書かれたオレンジ色のシール▶



認知症の方への対応「3つの心構え」 合言葉は『おじいさん』

- 「お」 驚かせない
 - 「じ」 自尊心を傷つけない
 - 「い」 急がせない
- さん

認知症になって誰よりも本人が不安であり、苦しく悲しいものです。そんな気持ちに寄り添い、さりげなく自然に支援しましょう。

9月を『世界アルツハイマー月間』、9月21日を『世界アルツハイマーデー』として世界各国で啓発活動が行われています。

「認知症サポーター養成講座」を受けてみませんか？

認知症を学び、地域で支えあうために自治会や職場など、10名以上の団体を対象に開催しています。興味のある方は市ホームページでご確認ください。

2025年には、全国で認知症と診断される方が700万人、65歳以上の高齢者5人に1人の割合になると言われています。

認知症は「誰にでも起こりうる病気」です。認知症の人やそのご家族に寄り添っていきましょう。



ページ番号 1001897

毎年9月は「世界アルツハイマー月間」

問 高齢者支援課（iプラザ3階）

TEL 0538-3714831
FAX 0538-3716495